



しあわせ信州

長野県産業労働部  
令和4年10月1日現在

# 長野県中小企業融資制度のご案内

拡  
充

## 経営健全化支援資金 (新型コロナ向け伴走支援型)

ご融資条件	貸付限度額	【運転・設備の合計】 <b>1億円</b>
	金利	ア, イ 年1.6% ウ 年1.8%
	貸付期間	【運転・設備】 10年以内(据置5年)
	貸付対象者 (新型コロナウイルス感染症の影響を受け、右のいずれかに該当する方)	ア セーフティネット保証4号を利用する方
		イ セーフティネット保証5号を利用し、 下記のいずれかを満たす方 ①売上高等減少率が▲15%以上 ②最近1か月に対応する前年同月の売上高が コロナ前決算※の月平均売上高等比▲15%以上
ウ 下記のいずれかを満たす方 ①最近1か月間の売上高が前年同月比▲15%以上 ②最近1か月間の売上高が前年同月比▲5%以上 かつ前年同月の売上高がコロナ前決算※の月平均売上高等比▲15%以上		
信用保証料	ア, イ 自己負担なし ウ 自己負担なし~0.95%	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県や市町村等の保証協会付き融資からの一括借換可 (同一金融機関内に限る)</li> <li>・経営行動計画書の作成及びその実行状況報告が必要</li> </ul>	

※コロナ前決算：令和2年1月29日時点における直近決算

本制度に関するお問い合わせ先：県地域振興局商工観光課又は経営・創業支援課 (TEL026-235-7200)

# よくあるお問合せ



「最近1か月」とはいつのことですか？

**売上高減少要件確認書の記入日時点から遡ること3か月のうちいずれかの月を「最近1か月」とします。**

なお、記入日の属する月は含みません。



申請に必要な書類を教えてください。

- ① **長野県制度融資申込書**
- ② **市町村認定書（写し可）**（貸付対象者ア、イの場合）
- ③ **経営行動計画書**
- ④ **売上高減少要件確認書**（貸付対象者イ②、ウの場合） など

※具体的にどのような資料が必要となるかは、各金融機関へご相談ください。



経営行動計画書とは何ですか？

経営改善を図るため、**申込金融機関**との対話を通し、**現状認識及び今後のアクションプランを策定**していただくものです。

この計画書に基づき、**金融機関による継続的な伴走支援がある**ことから、**定期的に経営状況の確認**があります。



申請の流れはどのようになりますか？

以下のような流れとなります。

まずは**お取引のある又は最寄りの金融機関にご相談**ください。

